

# 地域まちづくりグループ会則（例） 「パターン1（グループ活動の標準版）」

この会則は、地域まちづくりグループの設立に際して新たに会則を作成するための参考として例示したものですので、これを参考にグループの実情にあった会則をお作りください。

制定 平成〇年〇月〇日

## 〇〇〇〇〇〇会 会則

### 第1章 総則

（名称及び事務局）

第1条 本会は〇〇〇〇〇〇会（以下「会」という。）と称し、事務局を（〇〇区〇〇町〇〇番地に置く・会長の自宅に置く・〇〇町内会館に置く）。

（区域）

第2条 会の対象区域は、横浜市〇〇区〇〇町、〇〇町及び〇〇町の区域とし、別に定める活動対象地域図に示す区域とする。

（目的）

第3条 会は、民主主義の精神に基づき会員相互に協力し、地域まちづくりの主体として、創意工夫し、安全で快適な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

第4条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 〇〇に関する検討活動
- (2) 〇〇に関する実施活動
- (3) 〇〇に関する地域住民の意向等の調査活動
- (4) . . . . .

### 第2章 会員及び役員

（会員）

第5条 会の会員は、第〇条に定める区域内において、居住する世帯主若しくはこれに準ずる者、店舗等の事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりの活動を行う者を対象者とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役員を選任）

第6条 会に、会長及び副会長のほか次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名
  - (2) 会計 〇名
  - (3) 監事 〇名
- 2 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。
- 3 理事、会計及び監事は、総会において選任する。

（役員職務）

第7条 会長は、会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、各事業を分任し、かつその他会の運営に関することを審議決定する。
- 4 会計は、会の会計を担当する。

5 監事は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第9条 会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

### 第3章 会の運営

(総会)

第10条 総会は、年一回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 役員選任に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) その他会務運営上必要な事項

3 会長は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は原則として公開とする。

5 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

6 議事は、出席会員の過半数で決する。

(経費)

第11条 会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 会費は、会員1人につき、年額〇〇〇〇円とする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

### 第4章 雑則

(細則の制定)

第14条 本会則施行のため必要な細則は、総会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第15条 この規約の改廃については、総会において〇分の〇以上の同意を必要とする。

附則

1 この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

\* この会則は、一般的な例を載せたもので、地域まちづくり組織としての認定を受けようとする場合には、別に盛り込む必要がある規程についての検討が必要となります。

## 地域まちづくりグループ会則（例） 「パターン2（グループ活動のごく初動期版）」

この会則は、地域まちづくりグループのごく初動期に形式的に新たに会則を作成して、活動を開始しようとするときの参考として例示したものですので、これを参考にグループの実情にあった会則をお作りください。

制定 平成〇年〇月〇日

### 〇〇〇〇〇〇会 会則

（名称及び事務局）

第1条 本会は〇〇〇〇〇〇会（以下「会」という。）と称し、事務局を（〇〇区〇〇町〇〇番地に置く・会長の自宅に置く・〇〇町内会館に置く）。

（区域）

第2条 会の対象区域は、横浜市〇〇区〇〇町、〇〇町及び〇〇町の区域とし、別に定める活動対象地域図に示す区域とする。

（目的）

第3条 会は、民主主義の精神に基づき会員相互に協力し、地域まちづくりの主体として、創意工夫し、安全で快適な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

第4条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 〇〇に関する検討活動
- (2) . . . . .

（会員）

第5条 会の会員は、第〇条に定める区域内において、居住する世帯主若しくはこれに準ずる者、店舗等の事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域まちづくりの活動を行う者を対象者とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

（役員を選任）

第6条 会に、会長、副会長、会計の役員を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

（細則の制定）

第7条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附 則

この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

\* この会則は、一般的な例のうち、ごく基本的な事項を載せたもので、地域まちづくりグループとして活動を活発に行っていく場合には、役員の職務や任期、総会、会費等の規定を盛り込むことについての検討が必要となります。